

広島県告示第八百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人円山医院	竹原市中央三丁目一七番一二号	令和七年二月七日
木原こどもクリニック	三原市円一町一丁目一番七号フジグラン三原	令和七年五月三一日
河田歯科医院	三原市宮浦四丁目一番一三三号	令和七年七月三一日
本城内科小児科	東広島市西条中央八丁目三番三号	令和七年七月三一日
くろせ薬局	東広島市黒瀬町南方八〇四番地一	令和七年七月二一日
いやさか腎クリニック	廿日市市阿品台四丁目一番二四号	令和六年三月三一日